

第5期第28回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月20日(金) 午前9時00分から午前9時19分
2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室
3. 出席委員 ○(23名)
4. 欠席委員 △(2名)

1番	中澤 浩	△	11番	前田 良紀	○	21番	青木 茂美	○
2番	星 力	○	12番	平島 道弘	○	22番	紀藤 文秀	○
3番	佐田 正彦	○	13番	佐々木 保成	○	23番	宮田 広幸	○
4番	石崎 代里子	○	14番	上杉 俊光	○	24番	藤江 政利	○
5番	森山 幸治	○	15番	綱木 信照	○	25番	中島 勝美	○
6番	永田 寿明	○	16番	内海 卓	○			
7番	藤岡 健人	○	17番	柴田 文広	○			
8番	伊藤 正人	○	18番	池本 茂	○			
9番	貞廣 賢治	○	19番	佐々木 諭	△			
10番	土田 泰弘	○	20番	小野寺 眞一	○			

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 あっせん委員会の結果に関する件
- 第5 報告第3号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件
- 第6 報告第4号 農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件
- 第7 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第8 議案第2号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生
 穂別支局－支局長 為田 雅弘、主査 藤野 真稔

7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会長	【会長挨拶】
議長	本日の出席委員は23名です。欠席は、1番、中澤 浩委員、19番・佐々木 諭委員の2名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第5期第28回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、12番・平島 道弘委員、13番・佐々木保成委員の両名を指名したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案2件の合わせて6件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。 日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主査	【報告第1号、朗読及び説明】 2ページになります。 所有者の●●さんがあっせん希望があったところですが、利用権を設定していた●●さんについては購入されないとの意思表示があったため、利用調整等を行うため解約にいたったものでございます。次月以降、調整整い次第上程をさせていただきます。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議長	質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。 日程第4 報告第2号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第2号、朗読及び説明】
先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。
4ページになります。

議 長 ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。

あっせん委員長 1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。報告第2号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。
日程第5 報告第3号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第3号、朗読及び説明】
6ページから7ページまで申出書の写しを添付してございます。
記載の農地は8月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、5年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第1号にてご説明申し上げます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第3号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第3号は承認することに決定いたします。
日程第6 報告第4号「農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 長 【報告第4号、朗読及び説明】
9ページをご覧ください。
本年8月25日に実施しました農地パトロール(利用状況調査)並びに荒廃農地の発生・解消状況に関する調査により、解消された荒廃農地として確認された対象地になります。

事務局 長

1番から9番までの合計9件11筆・44,626㎡ですが、何れも昨年実施いたしました農地パトロールの結果において、遊休農地(A分類)と判定されておりましたが、本年の農地パトロールにおいて、1番については、所有権移転により耕作を、2から7番については自らの耕作をし、営農再開がされております、8番・9番につきましては、今後の耕作に向けて、草刈り、刈払い、耕起等、農地を常に耕作しうる状態に保たれていたため、保全管理とし荒廃農地の解消として確認いたしましたことをご報告いたします。

続きまして、10ページをご覧ください。10ページ1番から15ページ41番までの合計41件81筆309,983.43㎡ですが、本年実施の農地パトロールの結果、遊休農地(A分類)と判定された農地です。

A分類は、再生利用が可能な荒廃農地としており、耕作放棄地の把握年月日が記載されている農地につきましては、過年から引き続き遊休農地としており、記載がない農地につきましては、本年より新たに確認された遊休農地となります。

また、昨年から引き続き遊休農地と確認された農地につきましては、今後、耕作放棄地解消計画を作成し、解消等を目指します。

なお、本年より新たに確認された遊休農地につきましては、農地法第32条に基づき、利用意向調査を実施いたします。

続きまして、16ページをご覧ください。16ページ1番から20ページ41番までの合計41件56筆270,939㎡ですが、一昨年実施の農地パトロール以降、農地中間管理機構より農地法第35条第2項に基づく通知を、平成28年10月25日及び平成29年5月22日付けにて借入基準に適合しない農地として判断され通知されたことから、本年実施の農地パトロールにおいて、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地のB分類として判定された農地でございます。

なお、農地法の運用についての規定に基づき、利用状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれる農地と判定された場合は、原則として当該調査を行った年内において、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断を行わなければならないこととされております。つきましては、本日、議案第2号にてご審議いただくこととなりますことを申し添えます。以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりました。報告第4号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問意見がありませんので、報告第4号は承認することに決定いたします。

日程第7 議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。なお本件中、●●委員が被設定人となっているため議事参加ができませんが、質問などをおこなわないことを条件に退席しないことでこのまま審議を続けてよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局の説明をお願いいたします。

主査 【議案第1号、所有権移転関係、朗読及び説明】
22ページから、所有権移転1件です。
こちらについては、報告第2号でご報告申し上げたあっせんに伴う所有権移転となっております。

続いて、24ページから利用権設定1件です

【議案第2号、利用権設定関係、朗読及び説明】

こちらは、報告第3号でご説明したとおり、買入れ協議により北海道農業公社へ所有権移転が終了したため利用権を設定するものでございます。

以上、所有権移転1件2筆、利用権設定1件1筆でございますが、この計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

所有権移転関係は23ページに、利用権設定関係は25ページにそれぞれ図面を添付しておりますのでご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
日程第8 議案第2号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長 【議案第2号、朗読及び説明】

27ページをご覧ください。27ページ1番から30ページ41番までの合計41件56筆270,939㎡を、報告第4号においてもご説明いたしましたとおり、全て、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地B分類と判定した農地であることから農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の決定について審議を求めるものであります。

表をご覧ください。事前に議案書を配布しておりますことから、対象地の読み上げはいたしません。農振法の欄ですが、2番から17番までが、農業振興地域外農地、そ

事務局長 の他の1番及び18番以降については、農業振興地域内農地となっております。耕作放棄地の把握年月日につきましては、一昨年に農地パトロールを実施した平成27年8月25日から昨年の農地パトロール最終日である平成28年9月9日までの日付が、第35条第2項に基づく通知年月日につきましては、平成27年に把握した対象地は、平成28年10月25日付けにて、平成28年に把握した対象地は、平成29年5月22日付けで受理しています。また利用状況調査日については、何れも本年農地パトロールを実施した平成29年8月25日です。以上41件56筆総面積270,939㎡を、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の決定について審議を求めるものであり、承認後は、対象所有者に対し非農地通知を行い関係機関に対しましても非農地通知一覧表の送付をし、通知いたします。

 31ページから46ページまで、対象地の図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

 (質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

 (異議なし)

 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。

 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の第29回の総会の開催日は、11月24日に召集いたしますので、よろしく願いいたします。大変お疲れ様でした。